

取引証拠金等に関する規則の取扱い

(目的)

第1条 この規則は、取引証拠金等に関する規則(以下「取引証拠金規則」という。)に基づき、当社が定める事項に関し、必要な事項を定める。

(オプション取引に係る清算値段)

第2条 取引証拠金規則第7条に規定する清算値段は、別表「オプション取引の理論価格算出に関する表」に定める方法により理論価格として算出した数値とする。ただし、清算値段として適当でないと当社が認める場合には、当社がその都度定める数値とする。

(緊急取引証拠金を預託する場合)

第3条 取引証拠金規則第21条第1項に規定する当社が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 国債証券先物取引のうち当社が定める限月取引について、午前立会終了時の約定値段と前取引日の清算値段との差が、当社があらかじめ定めた数値を超えた場合

(2) 指数先物取引のうち当社が定める限月取引について、午前立会終了時の約定指数と前取引日の清算指数との差が、当社があらかじめ定めた数値を超えた場合

2 業務方法書の取扱い第20条の5第1項の規定は、前項第1号の午前立会終了時の約定値段について準用する。この場合において、同第20条の5第1項第1号中「当該取引日」とあるのは「当該取引日の午前立会」と読み替えるものとする。

3 業務方法書の取扱い第20条の8第1項及び第2項(第3号を除く。)の規定は、第1項第2号の午前立会終了時の約定指数について準用する。この場合において、同第20条の8第1項中「当該取引日に」とあるのは「当該取引日の午前立会に」と、「当該取引日の終了する日」とあるのは「当該取引日の終了する日の午前立会」と、同条第2項第1号中「午後立会」とあるのは「午前立会」と、同項第2号中「午後立会」とあるのは「午前立会」と、業務方法書の取扱い別表第2中「当該取引日の終了する日」とあるのは「当該取引日の終了する日の午前立会」と読み替えるものとする。

(緊急清算値段及び緊急清算指数に関する準用)

第4条 業務方法書の取扱い第20条の5の規定は、取引証拠金規則第23条第1項の規定により国債証券先物取引に係る緊急清算値段を定める場合について準用する。この場合において、業務方法書の取扱い第20条の5第1項第1号中「当該取引日」とあるのは「当該取引日の午前立会」と、同項第2号中「清算値段」とあるのは「緊急清算値段

」と読み替えるものとする。ただし、ミニ取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るミニ取引をいう。）については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（休業日に当たる場合は順次繰り下げる。以下同じ。）（指定市場開設者が取引を継続して行わせることが適当でない又は困難であると認めたことにより、その日の午前立会開始時から午前立会終了時まで当該指定市場開設者が当該限月取引の最終清算値段（指定市場開設者が定める最終清算値段をいう。以下同じ。）を定める際に用いるラージ取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るラージ取引をいう。以下同じ。）の限月取引が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日まで）においては、当該ミニ取引の限月取引の最終清算値段（指定市場開設者が取引を継続して行わせることが適当でない又は困難であると認めたことにより、その日の午前立会開始時から午前立会終了時まで当該指定市場開設者が当該限月取引の最終清算値段を定める際に用いるラージ取引の限月取引が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当社がその都度定める値段）を緊急清算値段とする。

- 2 業務方法書の取扱い第20条の8（第2項第3号を除く。）の規定は、取引証拠金規則第23条第1項の規定により指数先物取引に係る緊急清算指数を定める場合について準用する。この場合において、業務方法書の取扱い第20条の8第1項第1号並びに同項第2号a及びb本文中「当該取引日に」とあるのは「当該取引日の午前立会に」と、同項第1号中「当該取引日の終了する日」とあるのは「当該取引日の終了する日の午前立会」と、同項第1号b及びc中「清算指数」とあるのは「緊急清算指数」と、同項第2号bの（b）中「当該取引日における清算指数」とあるのは「当該取引日の午前立会における緊急清算指数」と、同条第2項第1号中「午後立会」とあるのは「午前立会」と、同項第2号中「午後立会」とあるのは「午前立会」と、業務方法書の取扱い別表第2中「当該取引日の終了する日」とあるのは「当該取引日の終了する日の午前立会」と読み替えるものとする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（指定市場開設者が売買を継続して行わせることが適当でない又は困難であると認めたことにより、その日の午前立会開始時から午前立会終了時まで有価証券の売買が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日まで）においては、その日の午前立会の最終の取引対象指数（指定市場開設者が売買を継続して行わせることが適当でない又は困難であると認めたことにより、その日の午前立会開始時から午前立会終了時まで有価証券の売買が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当該各限月取引の取引最終日の清算指数）を緊急清算指数とする。

- 3 第2条の規定は、取引証拠金規則第23条の規定によりオプション取引に係る緊急清

算値段を定める場合について準用する。この場合において、別表1．中「当日」とあるのは「当日の午前立会」と、別表2．中「清算値段」とあるのは「緊急清算値段」と、別表3．中「当該取引日」とあるのは「当該取引日（午後立会を除く。）」と読み替えるものとする。

（委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額の申告）

第5条 取引証拠金規則第25条に規定する当社が定める時限は、当日の午後6時30分とする。

（端数金額の調整）

第6条 取引証拠金規則別表第2項に掲げる有価証券について、当該差入日又は預託日の前々日における時価に同項に掲げる率を乗じた場合の端数金額の調整は次のとおりとする。

- （1） 株券、優先出資証券、外国株預託証券、投資信託受益証券、外国投資信託の受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。
- （2） 前号に規定する有価証券以外の有価証券については、銭位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

（国債証券の取扱い）

第7条 清算参加者は、取引証拠金規則別表第2項に規定する国債証券を当社に預託する場合には、日本銀行に設けられた当社名義の口座への振替により当該預託を行うものとする。

（株券等の取扱い）

第8条 清算参加者は、次の各号に掲げる有価証券を当社に預託する場合には、株式会社証券保管振替機構に開設された当社名義の口座への振替により当該預託を行うものとする。

- （1） 取引証拠金規則別表第2項に規定する株券、優先出資証券、外国株預託証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、債券（国債証券及び新株予約権付社債券を除く。）及び転換社債型新株予約権付社債券
- （2） 取引証拠金規則別表第2項に規定する投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの

2 当社は、次の各号に掲げる預託有価証券に係る保管振替機構に対する報告を預託元の清算参加者に委託し、当該委託を受けた清算参加者は保管振替機構に対し当該報告を行うものとする。この場合において、当該委託を受けた清算参加者は他の者をして当該報告を行わせることができる。

- (1) 内国法人の発行する株券に係る特別株主管理事務委託状況の報告
- (2) 優先出資証券に係る特別優先出資者管理事務委託状況の報告
- (3) 投資信託の受益証券に係る特別受益者管理事務委託状況の報告
- (4) 投資証券に係る特別投資主管理事務委託状況の報告
- (5) 受益証券発行信託の受益証券に係る特別受益者管理事務委託状況の報告

(アメリカ合衆国財務省証券の取扱い)

第9条 清算参加者は、取引証拠金規則別表第2項に規定するアメリカ合衆国財務省証券(以下「財務省証券」という。)を当社に預託する場合には、預託の都度、当社の同意を得るものとする。

2 清算参加者は、前項の規定に基づき財務省証券を預託する場合には、預託しようとする財務省証券について、先物・オプション取引の取引証拠金代用有価証券を保有するためにアメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市に所在する銀行に設けられた当社名義の口座に、差入日の前日のアメリカ合衆国東部時間の午後2時までに振替を行うものとし、当該口座振替を行う日の午後4時までに、その旨を当社に通知するものとする。この場合における口座振替(同一銀行内の口座振替を除く。)は、アメリカ合衆国のFederal Reserve Communications Systemを通じて行うものとする。

3 清算参加者は、取引証拠金代用有価証券として預託している財務省証券の返戻を求めるときには、当該返戻を受けようとする日の正午までに、その旨を当社に通知するものとする。

(代用有価証券からの除外)

第10条 国内の金融商品取引所に上場されている株券(優先出資証券、外国株預託証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。以下同じ。)が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合(次の各号に掲げる場合を除く。)には、該当した日の翌日から、当該株券及び当該株券(当該外国株預託証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証

券を除く。)の発行者が発行する社債券を、取引証拠金、委託証拠金及び取次証拠金の代用有価証券から除外する。

- (1) 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により指定金融商品市場に株券が上場されている会社(以下「上場会社」という。)の完全子会社となる場合
 - (2) 当該株券の発行者が上場会社に吸収合併される場合
 - (3) その他当該株券が上場廃止となる場合であって当該株券と引換えに交付される株券が指定金融商品市場に速やかに上場される見込みがあるとき
- 2 前項の規定は、取引証拠金、委託証拠金及び取次証拠金の代用有価証券である債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。

付 則

- 1 この規則は、平成16年2月2日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、この規則を適用する。

付 則

この改正規定は、当社が定める日から施行する。

(注)「当社が定める日」は平成16年12月13日。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。
- 2 清算参加者は、この改正規定施行の際、現に債券(国債証券、新株予約権付社債券等及び交換社債券を除く。)を本券により当社に預託している場合には、平成18年3月31日までに返戻を受けるものとする。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年1月4日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年3月12日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年1月15日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年6月16日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年3月23日から施行する。

付 則

この改正規定は、当社が定める日から施行する。

(注)「当社が定める日」は平成21年10月5日。

付 則

この改正規定は、平成21年12月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成22年5月24日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成22年7月26日から施行する。

別表

オプション取引の理論価格算出に関する表

1. 有価証券オプション取引

有価証券プットオプションの理論価格

$$= -S e^{-rt} N(-d_1) + E e^{-rt} N(-d_2)$$

有価証券コールオプションの理論価格

$$= S e^{-rt} N(d_1) - E e^{-rt} N(d_2)$$

なお、 d_1 及び d_2 は次の式により計算するものとする。

$$d_1 = \{ \ln(S e^{-rt} / E e^{-rt}) + 0.5 \sigma^2 t \} / \sigma \sqrt{t}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$$

(注) 1. この式における各記号の意味は次のとおりとする。

e : 自然対数の底

S : 対象有価証券に関連する予想配当利回り又は予想分配利回りの中から当社が指定するもの

t : 権利行使日までの日数 / 365

r : 全国銀行協会が当該日の前日に公表する期間3か月の日本円東京銀行間取引金利

S : 当日の当該銘柄の対象有価証券の最終値段(指定市場開設者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。ただし、当社が必要であると認める場合には、当社がその都度定める値段とする。)

$N(x)$: 値が x の時の標準正規分布の累積密度

E : 権利行使価格

\ln : 自然対数

σ : 当社が適当と認めるインプライド・ボラティリティ

2. 理論価格は、指定市場開設者の定める呼値の単位のうち最小の呼値の単位の整数倍の数値とし、当該呼値の単位に満たない端数を生じた場合は最も近接する当該呼値の単位の整数倍の数値とする。

2. 国債証券先物オプション取引

国債証券先物プットオプションの理論価格

$$= e^{-rt} [E N(-d_2) - S N(-d_1)]$$

国債証券先物コールオプションの理論価格

$$= e^{-rt} [S N(d_1) - E N(d_2)]$$

なお、 d_1 及び d_2 は次の式により計算するものとする。

$$d_1 = \ln(S/E) / (\sigma \sqrt{t}) + 0.5 \sigma \sqrt{t}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$$

(注) 1. この式における各記号の意味は次のとおりとする。

e : 自然対数の底

r : 全国銀行協会が当該取引日の終了する日の前日に公表する期間3か月の日本円東京銀行間取引金利

t : 当該取引日の終了する日から権利行使期間満了の日までの日数 / 365

E : 権利行使価格

$N(x)$: 値がxの時の標準正規分布の累積密度

S : 当該取引日の権利行使対象先物限月取引の清算値段

ln : 自然対数

σ : 当社が適当と認めるインプライド・ボラティリティ

2. 理論価格は、指定市場開設者の定める呼値の単位の整数倍の数値とし、当該呼値の単位に満たない端数を生じた場合は最も近接する当該呼値の単位の整数倍の数値とする。

3. 指数オプション取引

指数プットオプションの理論価格

$$= -Se^{-rt}N(-d_1) + Ee^{-rt}N(-d_2)$$

指数コールオプションの理論価格

$$= Se^{-rt}N(d_1) - Ee^{-rt}N(d_2)$$

なお、 d_1 及び d_2 は次の式により計算するものとする。

$$d_1 = \{\ln(Se^{-rt}/Ee^{-rt}) + 0.5 \sigma^2 t\} / \sigma \sqrt{t}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$$

(注) 1. この式における各記号の意味は次のとおりとする。

e : 自然対数の底

S : 取引対象指数に関連する予想配当利回り又は予想分配利回りの中から当社が指定するもの

t : 当該取引日の終了する日から権利行使日までの日数 / 365

r : 全国銀行協会が当該取引日の終了する日の前日に公表する期間3か月の日本円東京銀行間取引金利

S : 当該取引日の終了する日における最終の対象指数(有価証券の売買立会が停止された場合は、当社がその都度定める数値)

$N(x)$: 値が x の時の標準正規分布の累積密度

E : 権利行使価格

\ln : 自然対数

: 当社が適当と認めるインプライド・ボラティリティ

2. 理論価格は、指定市場開設者の定める呼値の単位のうち最小の呼値の単位の整数倍の数値とし、当該呼値の単位に満たない端数を生じた場合は最も近接する当該呼値の単位の整数倍の数値とする。